

# 第十三回 参議院通商産業委員会會議録第四十五号

昭和二十七年六月十日（火曜日）午後二時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君  
理事 結城 安次君  
栗山 良夫君

委員

中川 以良君  
加藤 正人君  
小松 正雄君  
島 清君  
境野 清雄君  
西田 隆男君  
石川 清一君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

政府委員

通商産業省通商機械局長 佐枝 新一君  
資源庁炭政局長 中島 征帆君  
資源庁炭政局資源開発部部長 大山 隆君  
資源開発部第一課長 第二課長

事務局側

常任委員 林 誠一君  
会専門員 山本友太郎君  
常任委員 小田橋貞寿君  
会専門員

本日の会議に付した事件

- 派遣議員の報告
- 臨時石炭鉱害復旧法案（内閣送付）
- 航空機製造法案（内閣送付）
- 本委員会の運営に関する件

○委員長（竹中七郎君） 只今より通商産業委員会を開きます。

臨時石炭鉱害復旧法案を議題といたします。先ず派遣議員の報告を求めます。島委員。

○島委員 委員長の御指名を頂きまして福岡県における石炭鉱害の現地視察の経過並びにその概要を簡単に報告いたします。

派遣されました委員は竹中委員長初め清沢委員と私の三人でございましたが、特に現地参加いたしました小松委員が同行されましたのでございます。五月の三十日より六月の四日まで六日間、できるだけ広い鉱害地を見、多くの関係者の意見を聴取して参りました。

視察箇所は、福岡県遠賀郡、嘉穂郡、鞍手郡、粕屋郡の各地、関係炭鉱は高松炭鉱、新入炭鉱、大ノ浦炭鉱、目尾炭鉱、忠隈炭鉱、鮎田炭鉱等のうち約二十五カ所に亘り各地区ごとに関係者と懇談会を開き、地元の見解を十二分に聴取、更に最終日には福岡市におきまして通産局長の肝入りで関係者との懇談会を開催し、各方面からの総合的な意見を聴取して参つた次第でございます。

本視察を通じて感じましたことは、第一点といたしまして現地の鉱害は我が東京におきまして想像した以上に大きかつたこととございます。福岡県下の鉱害は、最近の調査によりますれば実に二百四十億円の巨額に達し、全国鉱害の九十二%を上廻つており、これ

らの鉱害による経済上の損失、公共福祉の阻害、或いは人心の不安等は大きな社会問題となつておることをひしひしと感じたのでございます。私たちが一行が折尾の駅に着きますと、駅頭には知事初め被害者、炭鉱関係者等約三百五十人もの出迎えを受けてまして、被害者から真先に私たちは切々たる陳情を受けたのでございます。以後至るところ豪雨の中、我々一行の来るのを今や遅しと長時間待ちかまえて、最後の視察地に至るまで陳情を聞いて参りましたが、それは生活上の苦しみから、又農民本来の土地に対する愛着からに

じみ出たもので、終始本視察を通じてこの声を聞いて参つた次第でございます。私たちが参つた際には本問題解決については深い責任と今後の大きな努力を必要とするであろうということを痛切に感じた次第でございます。

第二点は、特別鉱害復旧工事が種々の困難を克服しつつよく進捗している事実であります。特別鉱害復旧臨時措置法制定当時、鞍手郡方面の一面の湖であつた田並びに墓地約三十町歩が完全な美田になつておるのを見たときは非常に心強く思つた次第でございます。その他各地において特別鉱害復旧工事が熱心に行われておりましたが、本法は五年間の臨時立法でありまして、認定された鉱害の復旧は今日単価の値上り等の事情で完了されるまでには相当困難を要し、一部分残ることは火を賭すより明らかでございます。これ

が対策については今後の問題として善処方を強く要望をされました次第でございます。

第三点は、農地の原形復旧工事は必ずしも完全なる効用回復を伴うものではなく、地力の回復にはその地に適合した土壌の成分その他いろいろの条件があり、それが整わなかつた場合は、他の如何なる努力を払つても、完全なる収獲を挙げることが困難であることも想像されました。一方完全なる美田となつておる多くの田畑も見受けられました。従つてこれが回復後の賠償責任打切り問題については相当研究さるべき問題であるかと存する次第でございます。なお、農地の復旧工事施行については、その特性に鑑み、農業科学的に大いに研究さるべき問題であるかとこれ又思つた次第でございます。

第四点は、非公共事業、いわゆる家屋墓地等の復旧については、特別鉱害の分につきましては一応計画的に進められておりますが、本法における程度では果して完全なる復旧がなされるかどうか、大いに研究さるべき問題だと思われました。特に中小炭鉱にして加害者不明等の被害については、今なお悲惨なものがあり、これが復旧についての努力を払うべきと深く感じたのでございます。同時に非公共全般の問題について適當なる処置を講ずる必要があるのではなからうかと思つた次第でございます。

地の選定については、その方針決定に誤りのないようになり現地に於いてはいろいろの深刻な問題を起す虞れがあると感じられたのでございます。特にこれが濫用されないようにとの強い要望でございます。又明らかにこれは不適地であると思われる箇所も、相当部分あるやに、現地に多くのその例を見て参つたのでございます。

第六点は、道路、鉄道、河川等の復旧工事に伴い、附帯工事が完全に行われていないため、全然鉱害を受けていない場所が、そのために天災地変等の災害の場合より却つて多くの被害を受けるようになることもありまして、これらに対しては何らかの処置がなされるべきだと思われたのでございます。

第七点は、ポンプの維持管理については現地においていろいろの論争を起しつつあり、適當な処置を講ずる必要があると思われた次第でございます。その他個々の被害地においては、それぞれその特性により、いろいろと詳細な説明を承りましたが、最後の福岡における懇談会の席上におきまして、各代表から総合的な意見の開陳がございまして、会場には関係者多数が御参会をなさいます。それこそ文字通り、溢れんばかりの参会者で始終熱心なる討議が行われまして、私どもは非常に有益なる意見を拝聴して参りましたが、被害者代表者及び地元公共団体の意見を述べますと、要約いたします。次点の五点に大別することができるとでございます。

その第一点は、本法第二条の公共施設の項目については、学校及びその他の公共施設を加えること、第二点、非公共事業、家屋敷地等を含むのでございませぬが、これの復旧については、法案第四十八条の復旧基本計画に準じて、一定の計画を樹立し、計画的に復旧をすること、第三点、地方公共団体の負担の免除、第四点、復旧工事成後における賠償責任の消滅は効用恢復の成つた後といへども、この復旧が原状恢復でないことに原因をして、農作物が滅収した場合には、鉱業権者の賠償責任は消滅しないこと、及び復旧完成後の賠償期間は三年乃至六年とすること、第五点、復旧不道地の決定については、当該市町村長及びその所有権者、耕作権者の同意を得るようにならなければならないこと、第六点、復旧に對する賠償打切と非公共の復旧に對する二点については、これが目的達成について強い要望がございました。

又鉱業権者代表からは、大休次の五項目についての要望がございました。第一点は、法案、第五十一条の耕地の対価プラス離耕料の決定中基準賃賃価格の二千を下らず五千を超えない範囲とあるを、もつと引下げること、第二点、灌漑排水施設の維持管理は事業団が持つこと、第三点、公共施設に對する国の補助率を明らかにすること、それは一般災害と同率にすること、第四点、賠償責任問題は原案通りとすること、第五点、非公共事業の復旧措置については、原案通りとすること、以上の五項目でございまして、特に第四点、第五点の修正については、強い反対があり、被害者と全く相対立した形で、両者とも非常に強いものがございます。

まして、今後の委員会の審査について十分検討するべき問題だと思ひます。その他個々の被害者、地方公共団体等から発言がありました。大体その立場において以上の五項目に要約されるところと思ひますので、省略いたします。ともあれ鉱害復旧工事の促進は誰しも望むところであり、地元民は本法案成立を一日千秋の思いで待つて居ることをお伝えいたしました。報告を終ります。

○委員長(竹中七郎君) 報告は終了したのでございますが、お諮り申し上げます。委員長一任となつていたしましたこの法案に關する公職会は、十六日に決定いたしました。目下公述人の人選中であります。

もう一つは、この法案に對しまして、農林委員会から、委員外議員として質疑の申出がありました。今週中、大休金曜日の予定でございまして、委員会を開きまして、そこで委員外発言をお許ししたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、さよう取計いたします。

では御質疑を賜わります。こちらに政府委員といたしましては、炭政局長中島君、炭政局鉱害第一課長大山君が見えております。

○栗山眞夫君 議事進行について……この鉱害復旧法案は、相当審議を終るまでには回を重ねて慎重にしなればならぬと思ひます。従つて今日の議事の予定がどうなつておりますか。委員長はのうで然るべく按配をさ

れまして、そうして通産委員会も過日の経安等の連合委員会によつて若干の議事の進行が緩慢になつておる点もあつて、特に雑件等について無処理のものもあつて、そのうち今日一応結末をつけるほうが私はよくはないかと思ひますが、その辺を一つ委員長の意見を聞きたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 実は先ほど委員長理事懇談会をいたしました。特に安本委員長も御出席願ひまして、連合委員会のお話を申上げたのでございませぬが、それで本日はこの石炭鉱害、それから航空機製造法案、これをお願いいたして、明日事業者団体法案、中小企業安定法案、輸出取引法案を連合委員会でお願ひしたい。そうして十二日は輸出取引法案、航空機製造法案、十三日に、金曜日ですが、石炭鉱害復旧法案、これは先ほど申上げた農林委員の委員外質問をお許しして、十四日の土曜日に中小企業対策の問題、それから十六日、月曜日が、石炭鉱害復旧法案の公職会と、こういふように進めたいと思つておるのでございます。その点御了承願ひします。ちよつと速記をやめて……

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

○島清君 只今西田さんから、視察に行つた諸君から質問してくれという話でしたが、まあ西田さんはこの二十日の期間に上げたいということをお前提としておられるので、それはこの法案に限らずたくさん法案があるわけではございまして、その調整というものは委員長のほうで適當におやり頂きたいと思

は思つております。そこで私は先ほどから申上げておられるのは、衆議院のほうで折角そつと動きがあるにかかわらず無駄な時間と思つて更に次の議事に徹底的に衆議院を……今中島政府委員の説明を聞きますと、一兩日によつて来るときに徹底的に質疑を展開したほうがよろしいと、こう思ひまして先ほど申上げたのですが、如何なものでしょうか、そつと申すに、扱つて頂いたほうがすべての議事の進行上よろしいかと思ひますが、どうしてやれとおつしやればやりますかね。

○西田隆男君 どうしてもやれというのではないけれども、やつたほうが一番効果的だろつと申すことを言つておるのです。

○栗山眞夫君 それで私さつきから議事進行の発言をしておるんですが、最も効果的に審議を進める意味において、大体審議の方針を一応きめて、そつと発言者等もあれ用意して頂いて、そして最も能率的に行つて頂いて、それを相談しておいて、次回から私は本格的にやつたほうが議事進行上よくはないかと、こう思つておるのです。

○委員長(竹中七郎君) 栗山君の御発言に對しまして西田さん何か御意見ありませんか。

○西田隆男君 それでは私は、今日は、調査においでになつた人に關係のない基本的な点を少し中島さんにお尋ねします。

この前、提案理由の説明を聞いておりましたのですが、我々は予算委員会での予算審議の過程において、今度出る法律案に對するはつきりした予算が予算書の中に計上されてないといふ点に非常に疑念を持つておるのであります。それは何故かと申しますと、中島さんも大分いじめられたほうだと思つておられますが、企業合理化促進法案、あの法案は自由党の議員提出で出たおつたにもかかわらず、予算にはつきり十七億八千万程度の予算が明記してある。而もこれは政府提案で出されるのが予期されておるにもかかわらず予算の中に明記してないのです。この点は大体資源庁と關係五省との連絡会議で何故資源庁のほうは譲歩されたのか。予算に明記してないがこの法律が通つた場合は、この事業の目的を達成するに必要なだけの金がどこかに取つてあるのか。金は果してあなたがたが会議をせられたときと同じように十分に取れるのかといふような点について御説明願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) 予算の点につきましては、私どもの考えとして、大体法案の構想がまとまりましたときに、一応の計算をいたしました。本年度の公共事業費の中に入れるという目的で以て交渉いたしましたのであります。各省ともそれについてはは論議成でありまして、そつと申すに、この意図が一致しておりますが、これに對して大蔵省の意見としては、す

れまして、先ほど申上げたのですが、如何なものでしょうか、そつと申すに、扱つて頂いたほうがすべての議事の進行上よろしいかと思ひますが、どうしてやれとおつしやればやりますかね。

○西田隆男君 どうしてもやれというのではないけれども、やつたほうが一番効果的だろつと申すことを言つておるのです。

○栗山眞夫君 それで私さつきから議事進行の発言をしておるんですが、最も効果的に審議を進める意味において、大体審議の方針を一応きめて、そつと発言者等もあれ用意して頂いて、そして最も能率的に行つて頂いて、それを相談しておいて、次回から私は本格的にやつたほうが議事進行上よくはないかと、こう思つておるのです。

○委員長(竹中七郎君) 栗山君の御発言に對しまして西田さん何か御意見ありませんか。

○西田隆男君 私ばかり言つても……私は何も、その今日質疑の必要がなければ私がやつてもいいですよ、それは折角調査に行かれたかが見えておるからね、何だろつと思つて……

でそのときには一般の公共事業の予算はすでにきまっておりますし、更にこれにあつて追加するといふことは非常にむづかしい点と、それから法案の内容そのものが果してまだどういふふうになるか、これは審議の結果を待たなければわからないという基本的な問題があります。ここに、全体の鉱業権者の負担金、又これに見合う国及び地方団体の補助金の額、それから国及び地方団体のそれらの分担割合、こういった点につきましても、法案が成立されるまでは決定的な線が出ていなかつた。従つてこれを予算化するといふことが、そういう計数上の關係で確定したいといふことが一つの理由、それからいま一つ理由といつたしましては、すでにその当時まできまつておりました公共事業費予算の中、若干は当然各省主務官庁としてはそれ／＼事業計画があるわけですから、その事業計画の中には一般鉱害の復旧に関する工事もあるわけですから、だからこの法律が施行になつても、予算をいじらなければ全然工事ができないといふことにはならないはずだ、こういうふうな大蔵省の御説明もありまして、それに対して、各省はもうすでにきまつておる予算に対しては、別のほうの見地からそれ／＼い計画を組んでおるので、この新らしい一般の鉱害の問題についてはなかなか出にくいといふ、全然相反した意見がありまして、その点も一致いたしておりませんでしたけれども、結局そういうふうなきまつたけれども、結局は、やはり法案が未決定だといふこと、内容の点につきましてもお数字的に検討を要する点が残つてい

る。こういう点からいたしましたして、内容が確定次第、補正予算で必ず本年度分は計上してやらう。来年度以降につきましても問題はございませんが、本年度の問題でございまして、そういうふうな意図を以て一応先に延ばしたわけでありませう。

それからいま一つ考えるべき点は、この法案が成立いたしましたしても、鉱害復旧事業団が成立するまでは、やはり法案の施行後、法律の施行後一月或いは二月かかりますが、鉱害復旧事業団が成立してから、そこで陣容を固めまして、早急に復旧計画を立てなければならぬわけでありませう。それともかくも本年度は第一年度でありますし、相當に慎重な調査も要します。復旧計画の確定までには或る程度の期間が必要である。そういうことと、実際に本年度で工事にかけられるのは、相当の暮或いは冬の初めといふことになりまして先になるのではないかと。そういうことを考えますといふと、本年度の復旧事業費といふものは、平年度に比しまして三分の一か、四分の一程度以上には出で得ないのだ。そういういたしますと、その程度のものであれば、これは補正予算の機会におきましては、勿論我々としても十分取り得るというふうな確信も加えまして、一応補正予算までそれで延ばさうといふことで延びたような恰好になつておられます。

○西田隆男君 補正予算で組んで行くのはいいのですが、それは何ですか、あなたたちだけの会議で話がそういうふうなままとつただけで、責任者である大蔵省の責任者はそういうことを承知しておるのですかしてないのですか。

○政府委員(中島征帆君) これは正式には勿論大蔵省は必ず補正予算には計上するとは言つておりません。又一般の衆議院の委員会におきましても、主計局長がおられましてその点を念を押されたのでありますが、事務局として果して補正予算がきまるかどうか今のところわからない。この時期においてはそのうらなは引受けかねるといふような答弁でありました。表面的な問題は別といたしまして、実際の補正予算が問題になれば我々としても何か食いつかなければならぬと思つておられます。

○西田隆男君 補正予算を組まなければ、この法律が通つても来年度の三月三十一日までには事業はできんといふことになるわけですね。補正予算が若しきまらなくても、この条文を読まなくてははつきりしないのですが、事業団そのものが事業の継続、事業に着手できるというふうなふうにこの条文になつておれば別でありますけれども、とにかく讀んで見て解釈できないのですが、補正予算に組まなければならない、この法律は通つても復旧事業団は、これは仕事はできないといふふうになるのですか。

○西田隆男君 そういうことであらば、衆議院の予算委員会が主計局長が補正予算に組むといふことを確約はしなかつたといふふうな、今御説明があつておられますが、資源庁としては少くとも主計局長が予算に計上するのだといふことで確約を委員会にするように、大蔵省と折衝をされなければ私はいかんと思つたのですが、私はこの法律の審査の過程においていろいろ申し上げたことは、いろいろな経費がだん／＼殖えて行くのだ。だから予算に組まれないといふことがあつては困る。だから今のうちに法律を出して置いて、それから予算を確保するようにして行かなければならぬといふことを主計局長に随分言つたつもりですが、議員立法であつてさういふ重要な内容を持つた法律案で、まだ補正する場合があつても、その補正の場合に於いてすら予算を確保するといふことがはつきりされてないといふことでは、これは私は実際いかにと思つたのですが、勿論この委員会でもそれは大蔵省と質疑応答はやりましておられるのですが、それはあなたが大蔵省にお出かけになる前に、もう少し大蔵省と喧嘩別れにはやらぬ程度に事前交渉といふか、何かはやはり主務官庁としてはおかれなければならぬと思つたのですが、大臣も見えておるようですから、大臣の御協力を求められて、それだけはおかしくなければ、法律は出しておいて、金やつ放しのこと、これはいいのですか。その点の一つで公聴会でも済んで審議に入る前に、もう一遍あなたの方でできなければ、大臣がおられ

るのですから、大臣と大臣との間で話でもして、少くとも経営者と、被害者の安心の行くような、必ず補正をするといふだけの言葉を取つておいてもらいたいといふことを、これを一つ今日お願いをしておきたい。

もう一点お聞きしたいのは、この法律では期間が十カ年の臨時措置だ、こういうふうな大体構想で条文が書かれていふと思つたのです。鉱業法審査の過程においては、十カ年などという期間が限定されるというふうな感覚は我ちつとも持つておられます。而も臨時的なものであるという感覚もあつとも持つてない。という理由は、その理由は、鉱業法に書いてあるように、鉱業権は一切国家のものだ、それを國が或る特定の個人に権限を与えるのだ、その人が若し復旧ができない場合、これは國が責任を持つのが当然ではないか。こういう立論の根拠に基いて鉱業法審査の過程においては、この法律が論議されたといふことが一つ、それからもう一つは、この鉱業法の損害賠償、金銭賠償のあの規定だけでは、今起きている鉱害は勿論のこと、これから起きるであろう鉱害も補償するに万全でない。従つてこの鉱業法の損害賠償の規定を補うに足るような何らかの立法をして行かなければならぬのじやないか。こういうことが論議になつて私は審議会が作られたのじやないか。私はさうに了承しております。ところが局長のこの前の提案理由の説明を聞きまして、今起きている被害の復旧のきいていないものだけを、これを対象として復旧する。今後発生する被害は、年間に四億四千万程度だから、鉱業法の規定に言う損害賠償の規定で十分に復旧

○西田隆男君 補正予算で組んで行くのはいいのですが、それは何ですか、あなたたちだけの会議で話がそういうふうなままとつただけで、責任者である大蔵省の責任者はそういうことを承知しておるのですかしてないのですか。

○政府委員(中島征帆君) 復旧工事が、すべて今後の事業計画の内容につきましましては、すべて公共事業にひつかかつておられますので、従つて公共事業予算がつかない限りは、借入金だけでは實際問題として事業はできないわけでありませう。おつしやる通りに復旧工事に於いても全然つかないといふことになりまるといふこと、本年度は計画を慎重に立てるといふこと以外に事業として進展しないことになるわけでは

○西田隆男君 補正予算で組んで行くのはいいのですが、それは何ですか、あなたたちだけの会議で話がそういうふうなままとつただけで、責任者である大蔵省の責任者はそういうことを承知しておるのですかしてないのですか。

○政府委員(中島征帆君) 復旧工事が、すべて今後の事業計画の内容につきましましては、すべて公共事業にひつかかつておられますので、従つて公共事業予算がつかない限りは、借入金だけでは實際問題として事業はできないわけでありませう。おつしやる通りに復旧工事に於いても全然つかないといふことになりまるといふこと、本年度は計画を慎重に立てるといふこと以外に事業として進展しないことになるわけでは

されるという前提に立つて、この法律案を考へておられると、私はそう受け取れる。幸いにして年間に起る被害は四億円程度であつて、あの鉾業法の金銭賠償の規定で十分に被害が補償されればこれは幸いと思ふのです。それには私は非常な疑問がある。従つて若し鉾業法の規定による損害賠償の規定で満足な復旧が不可能であるとした場合に於いては、当然これを補う、これと同じような性質のものがなければ、鉾業法の復旧というものは年を重ねるに従つて、ますます大きくなつて行くという結果を招く。そこでこれから一応十一年と切つておられますが、十一年でいいと思ひますが、基本的な考へ方をもう少しふり考へて、私たちが鉾業法の審査の過程において政府に要求をした。従つて賠償が若しできなかつた場合は鉾業法を改正するか、若しくはこういふような補助立法といつては何かしいですが、こういふふうな足りないところを補う法律によつて、鉾業法の復旧といふことを完全にして行くかといふ、この二つの道しかないと思ふ。

の確乎たる方針を確立しておいて頂きたい。

○政府委員(中島征帆君) 只今の点は最も基本的な問題であります。この前御説明申し上げましたように、この法律は一応目前の堆積している、累積している鉾業法の復旧ということに重点を置いておられます。その後において年々四億ずつ起るといふことが、この前解決されるといふふうな言葉で言つたかと思ひますけれども、それは現在のものが片付けば必ず復旧されるというふうには参らないと思ひます。と申しますのは、現在の鉾業法自体が復旧原則ではありませぬので、ただ鉾業法の金銭賠償の原則から言つても円滑に行けるはずだ、そのうちでは復旧される部分も相当ある、こういふふうな意味で申上げたわけでございます。従つて今日ありますものが全部片付いて、その後は年々起るものが少ないから、すべてこの一般の鉾業法の復旧法によつて復旧されて行くといふふうには考へられませぬ。従つてその点につきましては、今おつしやつたような意味とは若干食い違つて来るわけでありませぬ、要するにこの法律は目先のものを先ず片付けまして、そこで鉾業法の原則に基く金銭賠償なり何なりといふものが、それでは将来どうであるべきか、鉾業法を改正すべきか、或いは現状で行くか或いはそれとも別の補足的な立法をするかといふことは、一応目先のやつが片付いた頃に考へべきものである、こう思ふのであります。従つてこの法律においては単にいわゆる臨時立法として限定した目的しか持つておりませぬけれども、将来に鉾業法の原則なり、或いはこういつた

ような趣旨の法律を更に敷衍して延長するといふようなことが必要であるかどうかといふことは、そのときに問題になるべきことでありまして、今私どもはそこまで考へておらないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 今中島さんの言われたことは一つの考へ方ですが、私は公職会のおときに青山博士と議論しました。青山博士のお考へ方は、将来の日本の石炭の採掘の被害はだん／＼少くなつて行くのだ、少くなつて行くのだという言葉の表現が悪ければ、今起きているほどの被害は同じ採掘をやつても生じないであろう。それは坑内の採掘の充墾を十分にしているからであり、作業上又そうしなければならぬ、こゝういふ意見の開陳があつた。私は全然反対である。日本の炭層の賦存状態から言つて、だん／＼深く而も重り合つている石炭を掘れば掘るほど、被害はだん／＼多くなつて来る、殊に充墾をやつて見たところ、完全な充墾は不可能だ。私の考へ方では今あなたがおつしやつたごとくやつておつても、これは十一年で復旧するまで被害の全部を同時に着手して十一年でやれるわけじゃない。現実には被害が起つておる。その起つておる被害が見積られてこの二百何十億といふものが災害復旧の對象になつておる。仮に復旧でもされる段階になれば、これはその期間の十一年、又下を掘つて行くための被害は現実の被害に追加されることによつて、何倍かに殖えることは間違いない。そうでなくとも被害の量が減らんことだけは間違いない。そういうものであるにもかかわらず、そういう考へ

方で被害の復旧が考へられないのは、被害の復旧は完成されない、従つて金額は相当に増すであろう。結局問題は予算に關連して来る。あなたのほうは百億くらいとされておるが、現在考へておられる被害の額よりも、この復旧を完了するといふ、この法律存続の十一年の最終時においては、だんだん殖えて来るものが考へられる。この中には勿論復旧をせずに放つて置いて殖えるのじやなくて、今後採掘されることによつて生じた被害を、鉾業法の損害賠償の規定で、その復旧をやるとしても、完全な作業は不可能で、やはり損害が加つて来る、重なり合つて生じて来る被害を別に分類しての復旧は困難である。従つて現在ある被害と新たに加つて来る被害とを併せて復旧しなければ、復旧にはならない。今から年々生ずる被害の復旧を、現鉾業法によつては不足するであろう金額も十年分を加えて、そしてこの復旧の予算といふものが取られなければならぬ。これはまあ予算を組む場合の基本的な考へ方です。あなたたちが考へておられるような二百何十億といふものだけを對象にして予算を取られたら大変なことだ。これは何ほどになるか知りませんが、年々四億殖えると答弁されておるが、そのうち何ほどがこの鉾業法の復旧の對象となつて残されるかわかりませぬが、いずれにせよ何十％かは殖えるにきまつておるといふ感覚を持つて、その基礎の上に立つて、この鉾業賠償の復旧事業費の予算を取られる場合に、先方と交渉されなければならぬ。表面に現われた金額だけを考へて折衝すれば、必ず金は足りないで復旧は不十分だ。被害者からも経営者から

もいろ／＼な疑問が出ておると思ひますが、全然復旧できないということになり、それを私は非常に恐れるから基本的な問題について意見を述べて見たのです。そういう点も私どもの考へ方が必ずしも公正妥当で間違いないとは私も考へませぬ。それは資源庁として専門的に研究されて、學者の間にも議論があるようですから、的確な見通しをこの法案の審議の過程においてはもつと当委員会御発言願ひするよう、大臣とよく相談されて御研究しておいて頂きたいと思ひます。

○委員(竹中七郎君) それでは本日

は鉾業の問題に關しましてはこの程度にいたしました、いろ／＼これに対する取扱いに關しましては、委員長におきまして、又理事諸君と御相談の上、適当に図りたいと思ひます。

○委員(竹中七郎君) 通産大臣が見

えられておりますから、先般栗山委員

からの御質問に對してお答えする關係

になつておりますから、それらの方へ移

りたいと思ひます。航空機製造法案を議

題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(竹中七郎君) 御異議ないと

認めます。航空機製造法案を議題とい

たします。

○國務大臣(高橋廉太郎君) お答えい

たします。憲法第九條と航空機製造法

との關係について御説明をいたしま

す。憲法第九條第二項は、第一項の國

權の発動たる戦争等の放棄を確保する

ための規定でありますから、政府が陸

海空軍等の戦力を保持することを禁止

しておるのであります。従つて民間の

企業が注文に応じて武器を製造するこ

と

は

も

い

ろ

／

＼

な

疑

問

が

出

て

お

る

と

思

ひ

ま

す

が

、

全

然

復

旧

で

き

な

い

と

い

ふ

こ

の

事

に

な

り

ま

す

が

、

そ

れ

を

私

は

非

常

に

恐

れ

る

か

ら

基

本

的

な

問

題

に

つ

い

て

意

見

を

述

べ

て

見

た

の

で

す

。そ

う

い

ふ

点

も

私

ど

も

の

考

え

方

が

必

ず

し

も

公

正

妥

当

で

間

違

い

な

い

と

は

私

も

考

へ

ま

せ

ぬ

。そ

れ

は

資

源

庁

と

し

て

專

門

的

に

研

究

さ

れ

て

、

學

者

の

間

に

も

議

論

が

あ

る

よ

う

で

す

か

ら

、

的

確

な

見

通

し

を

こ

の

法

案

の

審

議

の

過

程

に

お

い

て

は

も

つ

と

当

委

員

會

で

御

発

言

願

ひ

え

る

よ

う

に

、

大

臣

と

よ

く

相

談

さ

れ

て

御

研

究

し

て

お

い

て

頂

き

た

い

と

思

ひ

ま

す

。

○委員(竹中七郎君) それでは本日

は鉾業の問題に關しましてはこの程度

にいたしました、いろ／＼これに對す

る取扱いに關しましては、委員長にお

きまして、又理事諸君と御相談の上、

適当に図りたいと思ひます。

○委員(竹中七郎君) 通産大臣が見

えられておりますから、先般栗山委員

からの御質問に對してお答えする關係

になつておりますから、それらの方へ移

りたいと思ひます。航空機製造法案を議

題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(竹中七郎君) 御異議ないと

認めます。航空機製造法案を議題とい

たします。

○國務大臣(高橋廉太郎君) お答えい

たします。憲法第九條と航空機製造法

との關係について御説明をいたしま

す。憲法第九條第二項は、第一項の國

權の発動たる戦争等の放棄を確保する

ための規定でありますから、政府が陸

海空軍等の戦力を保持することを禁止

しておるのであります。従つて民間の

企業が注文に応じて武器を製造するこ

と

は

も

い

ろ

と及び製造にかかる武器を需要者に引渡すまでの間所有すること自体は、第九条第二項で規定する範囲外の問題と存するのであります。

〔委員長退席、理事結城安次君委員長席に着く〕

○栗山夏夫君 そういたしますと、憲法第九條第二項にありますが戦力を保持してはいかんということ、第一項を遂行するための手段としてとられておることであつて、その限りにおいては、いわゆる兵器或いは飛行機、その他兵器に將來使われるようなものも戦力として解釈していいわけでございますか。

○政府委員(佐枝新一君) 只今大臣から御答弁のありました通り、第九條第二項は戦争の放棄とすることを確保するための規定でございますから、政府が陸海空軍等の戦力を保持することを禁止しております。従いまして我が国の民間の企業が注文に応じて武器を製造するということは第九條に觸れない、こう解釈していいのであります。

○栗山夏夫君 それだから、触れる触れないは別として、仮に政府が作ることは別として、そういうような兵器を仮に所有するとなれば、これはやはり戦力を所有することになるのじやないですか。

○政府委員(佐枝新一君) ちよつとお話の趣旨、私わかりにくいのであります。御質問の趣旨は、政府が兵器等を所持することが第九條に觸れるか觸れないか、こういう御質問でございますか。念のために。

○栗山夏夫君 私は政府が、いろいろのじやいけないと思つて、あんなた

のほうが、民間がそういうものを作つたところで憲法には觸れない、こういう場合におつしやるから、そこで私は政府のほうにそういうものを製造するとか、或いは持つとか、そういうことについては戦力を保持することになりやしませんかと、逆にそういう場合に伺つてゐるのです。

○政府委員(佐枝新一君) その点は私も通産省の者としてこの法案に關連し、且つ先般御質問のございました兵器、航空機等の生産制限に關する件と、政令に關連しまして、要するに航空機製造法も、或いは航空機兵器等の生産制限に關する政令も、これは民間の企業に於いていろいろものを生産するといふ場合の規定でございますが、そういうような点についていろいろと検討いたしておりますが、お話のような点につきましては或いは法務府その他とも然るべくいろいろ憲法問題についての公権的解釈をなし得る立場のあるものにお尋ね願ひたいと存するのではありません。

○栗山夏夫君 今のお話は通産省として、通産行政の立場から民間において兵器を製造しても、憲法の第九條第二項による戦力の放棄には觸れない、こういう説明であります。併しまあ、それ以上のごときは法務府に聞いてくれというお話であります。私にはそれは御尤もだと思つて居る。思つて居るのです。これは日本国の戦力というものは、政府が貯蔵しようが民間が貯蔵しようが、憲法は日本国全体のことを言つて居る。今御説明になつたような程度では、私はちよつと理解しかねると思つて居る。特に戦力、いわゆるウオー・ポテンシャルというものの定義は、

国土、人口、天然資源、各種の産業、施設並びに各計画等が包含されておる。戦力にはそういうものが包含されておるといふことは藤田嗣雄氏がやはり彼の著述で専門家として著わして、そのほか佐佐木惣一氏も日本國憲法論という中において、軍隊で持ち得る兵器、弾薬、爆弾、空軍や海軍で持ち得る航空機、船舶などの諸物又はこれらのものの製造をする施設は、第九條に言う戦力である。こういうふうな解釈して居るわけでありませう。その他、私に資料を持つておられますが、そういうものが戦力として認められるものだといふことになつておられます。特に美濃部氏の新憲法概論の中に、一たび戦争が起つた場合に、直ちに戦争に用ゐることのできるような潜在的な戦力を含むものと、戦力を解釈して居る。即ち民間航空機又は船舶、飛行機又は港灣施設、機械工業、原子力研究等は、それだけでは戦力にはならず、これを保有しても憲法上差支えがないが、一定の限度を超えれば戦力に該当するものとして憲法上保有を禁ぜられることになる、そういうふうなことがあります。その他今言われ

ておるような簡単な割切つた解釈にはなつていないわけですか。これは全部細かく出ておられますが、そういうのがありますので、私は疑問を持つたわけなものであります。そこで今のお話だけでは、私ちよつと了解しかねるのです。これはひとつ委員長の手許において、次回で結構でございますけれども、ひとつ憲法に照して、こういうものを作

明をひとつ願ひたいと思つて居ます。特にこの前も指摘をいたしました。この兵器、航空機等の生産制限に關する件、これについては兵器、航空機、戦艦用艦艇、弾薬、そういうものも全部一応勘案してできることになつておられますが、これがなつておるから、作つても差支えないといふのは、私も理解できないので、そういうものを外すことが憲法上いかに悪いかといふことを私どもはつきりしておかなくちやならない、こう思つて居るわけでありませう。従つて今私の申し上げました趣旨はおわかり願へるかと思つて、委員長のおいでとつそれをはつきりさしておいて頂きたいのであります。この前私特に発言を求めまして、若しどうして理解が行かないといふことであれば、やはり政府の最高責任者である吉田首相にでもはつきりそのことを伺つておきたいといふことを申し上げておいたのであります。非常に重要な問題であると思つて居ますから、さうして御了解を願ひたいと思つて居ます。

○理事(結城安次君) 栗山委員に申し上げますが、これは通産当局としては憲法に觸れないといふ解釈で出しておるのではありませんけれども、御質問の趣旨はよくわかりましたからその何をこれは法務總裁に……。次の機会に法務總裁にお答え願うようにいたしたいと思つて居ます。

○栗山夏夫君 それで結構ですけれども、その機会にはやはり今後いろいろ問題が更に私は拡大されて行くと思つて居ますから、通産省としてもやはり法務總裁委にされないので、やはりはつきり連絡をとつて御研究を願ひたいと思つて居ます。只今言われたように、民間で

は何を造つたつて結局構わないのだという御説明はちよつと飛躍し過ぎていふと思つて居る。従つてそれだけ申上げておきます。

実はこの前本委員会の中小企業小委員会におきまして、アジア貿易の促進についていろいろと御意見が御出まされて、先週土曜日ですか、アジア貿易について關係を有せられる民間の有識者のかたへ、お出でを願ひまして貴重なる御意見を伺つたわけでありませう。そこで當時の中小企業小委員会といたしましては、そういう参考人の陳述をお聞きいたしました後、でき得れば参議院におきまして、アジア貿易促進に關する決議案をこの通産委員会が中心になつて出すようにしたい、そういう動議を出しておつたのであります。まあ一応、細かい内容の意見交換はいたしません。が、テーマだけは御賛成を願つて居るわけでありませう。従つて私はこの機会に一つそういうようなことができれば、さうしてこの委員会でおまとめ頂くことをお願いしたい、こう思つて居るのであります。

○理事(結城安次君) 懇談会に移ります。午後三時十五分懇談会に移る。

○理事(結城安次君) 懇談会を終ります。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十分散会

六月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、自動車競技法の一部を改正する法律案(境野清雄君外五十七名発議)

自転車競走法等の一部を改正する法律案

自転車競走法等の一部を改正する法律

(自転車競走法の一部改正)

第一条 自転車競走法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項に掲げる者(以下自転車競走施行者という)を「競輪施行者」に、「自転車競走」を「この法律により行ふ自転車競走(以下競輪という。)」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

自治庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するにあたり、その指定に期限又は条件を附することが出来る。

第一項に掲げる者(以下競輪施行者という)以外の者は、勝者投票券(以下車券という)その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

第二条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「自転車競走」を「競輪」に、「主務大臣」を「通商産業大臣」に改め、「この法律により、」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 競輪の用に供する競走場を設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、

はじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、命令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適當であると認めるときに限り、その許可をすることが出来る。

競輪は、第一項の許可を受けて設置された競走場(以下競輪場という)で行われなければならない。但し、通商産業大臣の許可を受けたときは、道路を利用して行ふことが出来る。

第四条 車券の発売又は第九条の規定による払戻金若しくは第九条の三の規定による返還金の交付(以下車券の発売等という)の用に供する施設を競輪場外に設置しようとする者は、命令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

通商産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請が命令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。

競輪場外における車券の発売等は、第一項の許可を受けて設置された施設(以下場外車券売場という)でなければならない。

第五条中「前条の自転車競走場

並びに第一条の自転車競走に出場する選手及び使用自転車」を「競輪場、競輪の審判員、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 競輪施行者は、左の各号に掲げる事項につき命令で定める範囲をこえて、競輪を開催することが出来ない。

- 一 競輪場当りの年間及び月間開催回数
二 一施行者当りの年間及び月間開催回数
三 一回の開催日数
四 一日の競走回数

通商産業大臣は、競輪施行者に対して、各施行者間における競輪開催の日取その他競輪施行の調整に関し、必要な指示をすることが出来る。

第六条中「自転車競走場」を「競輪場」に、「自転車競走」を「競輪」に改める。

第七条中「自転車競走施行者」を「競輪施行者」に、「勝者投票券」を「車券」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第八条を次のように改める。

第八条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。
一 競輪に係る政府職員及び自転車振興会連合会の役員にあつては、すべての競輪

二 競輪に係る都道府県の公務員若しくは指定市町村の公務員又は自転車振興会の役員にあつては、当該都道府県又は当該指定市町村の行う競輪
三 競輪の選手にあつては、すべての競輪
四 前各号に掲げる者を除き、競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九条を次のように改める。
第九条 競輪施行者は、勝者投票の的中者に対し、その競走についての車券の売上金(車券の発売金額から、第九条の三の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五に相当する金額を、当該勝者に対する各車券にあん分して払戻金として交付する。

前項の払戻金の額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を払戻金の額とする。

勝者投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に対し、各車券にあん分して払戻金として交付する。

第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。

第九条の二 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九条の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。
一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝者がなかつたこと。

第一着及び第二着の選手をその順位で一組として勝者とする勝者投票法(以下連勝式勝者投票法という。)以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。

連勝式勝者投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とする。
一 異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手すべてが出走しなかつたこと。
二 同一の連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手すべてが出走



三 第八号各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪以外の競輪に關し第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八号各号に掲げる者以外の者であつて第十八条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第二十一条 第七号の二又は第八号の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は競走に關して賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十四條 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行ふべき競走に關して請託を受けて賄ふを收受し、又はこ

れを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職申請書を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、前項と同様とする。

第二十五条 前二条の場合において、收受した賄ふは、これを没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 第二十三條又は第二十四條に規定する賄ふを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（小型自動車競走法の一部改正）  
第二条 小型自動車競走法（昭和二十

十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。  
第十七條に次の但書を加える。  
但し、勝車投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

附則

- この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
- 自治庁長官は、必要があると認めるときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の際現に自転車競走法第一条第一項の規定により受けている指定に期限又は条件を附することができる。
- 改正後の自転車競走法第一条第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法（昭和二十七年法律第 号）が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替へるものとする。
- この法律施行の際現に自転車競走法第五条の規定により登録されている自転車競走場は、改正後の自転車競走法第三条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。
- この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝者投票券の発売又は勝者投票券についで私展金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車競走法第二条の規定によつてした

届出に係るものは、この法律施行後六箇月間は、改正後の自転車競走法第四条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

この法律施行前に生じた勝者投票券についての私展金又は返還金の債権の時効期間については、なお従前の例による。

この法律施行の際現に改正前の自転車競走法第十一条第二項の規定により設置されている自転車振興会連合会は、改正後の自転車競走法第十一条第二項の規定により設置されたものとみなす。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。  
第二十四條第一項の表中計量行政審議會の項の次に次の一項を加える。

競輪運営 自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に關する重要事項を調査審議すること

この法律施行の際に通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百一號）が廃止されるときは、同項中「通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 号）」とあるのは、通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百一號）と、第二十四條第一項とあるのは、第二十二條第一項」と読み替へるものとする。